

7月20日(日)

第27回参議院議員通常選挙

より良いまちづくりのため、必ず投票しましょう。

●投票できる人

桐生市の選挙人名簿に登録されている人で、表1のとおりです。

●投票の流れ

投票所の入場券は、1通に4人分までを記載した「シール式はがき」で郵送します。

入場券には氏名や投票所名が記載されていますので、確認し、投票の際には1人分ずつ切り離してお持ちください。

なお、入場券が届かない、または紛失した場合は、投票所で係員に申し出てください。投票時間は、午前7時から午後7時までです。ただし、馬立集会所(第21投票所)は午後6時までです。

●投票日に投票所に行けない人は

①期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票ができます。投票できる場所、期間、時間は表2のとおりです。

おりです。

住所にかかわらず、どの期日前投票所でも投票することができます。

また、市役所本庁舎は、駐車場整備のため、ご不便をおかけしているところですが、介助員がおりますので、車椅子利用者も安心してご利用ください。

▼群馬大学理工学部桐生キャンパスに期日前投票所を設置します

若者の身近な場所に投票所を設置し、若者の選挙への関心喚起と政治参加に対する意識の向上、また投票所の増設による近隣住民の利便性の向上を図るため、群馬大学理工学部桐生キャンパス(天神町一丁目5-1)内に期日前投票所を設置します。

投票できる場所、期間、時間は表2のとおりです。

群馬大学の学生に限らず、桐生市の選挙人名簿に登録されている人はどなたでも投票できます。

また、駐車場が近くにあり

ますので、車椅子での利用が容易な群馬大学理工学部桐生キャンパスをぜひご利用ください。

②滞在地などでの投票

投票日に仕事などで他市区町村に滞在中の人は、所定の手続きを行うと、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。また、都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その場所で投票することができます。

③郵便による投票

身体に重度の障がいがある人は、自宅から郵便で不在者投票をすることができます。

●ファミリー投票記念証を配布します

将来の有権者である子どもたちに選挙を身近に感じてもらえるよう、主権者教育の一環として、「ファミリー投票記念証」を配布します。

※図柄は選べません。

問い合わせは選挙管理委員会選挙担当(☎324148)

表1 投票できる人

年齢要件	平成19年7月21日までに生まれた人(満18歳以上の人)
住所要件	令和7年4月2日以前から桐生市に住んでいる人(桐生市の選挙人名簿登録基準日の3か月前)
市内で転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> 6月17日までの転居…転居先の住所地の投票所で投票 6月18日以降の転居…転居前の住所地の投票所で投票

※転居日は、市に届け出をした日のことです。

表2 期日前投票

期日前投票所	投票できる期間	投票時間
桐生市役所 新里支所	7月4日(金)～ 19日(土)	午前8時30分～午後8時
黒保根支所	7月12日(土)～ 19日(土)	
群馬大学理工学部 桐生キャンパス 4号館1階	7月11日(金)	午後1時～5時
	7月12日(土)	午前9時～午後1時

群馬大学理工学部桐生キャンパス案内図



ファミリー投票記念証見本(全8種類)

